

平成 28 年 3 月 30 日

入札参加登録企業 各位

都市政策部技術管理センター  
技 術 管 理 課

平成 28 年度 土木積算基準における諸経費率の改定について  
(お知らせ)

改正品確法の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、国土交通省では平成 28 年 4 月 1 日から適用する積算基準の改定を公表しました。

新潟市では、新潟県土木部と同様に平成 28 年 4 月 1 日から適用する土木工事等の積算基準において諸経費率等を改定することをお知らせします。

これに伴い新潟市が発注する土木工事等の適用については、下記のとおりとします。

記

1 改定図書

土木積算基準（平成 27 年 10 月 30 日以降適用）

- ・〔1 一般土木〕第Ⅰ編 総則
- ・〔1 一般土木〕第Ⅱ編 共通工
- ・〔6 機械・電気通信設備編〕
- ・設計業務等標準積算基準（土木積算基準 市版（運用歩掛）〔2 調査関係〕）

2 改定内容

別紙（改定対照表）のとおり

3 適用日

平成 28 年 4 月 1 日以降入札に係る公告及び通知する工事又は委託  
から適用します。

問合せ先	新潟市都市政策部技術管理センター技術管理課 積算情報担当（電話 025-226-3081）
------	--

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定（平成28年4月1日以降適用）																																
I-2-②-4	表-1 工 種 区 分	表-1 工 種 区 分																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">工種区分</th> <th align="center">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">河川工事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、<b>護岸工</b>、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td align="center">河川・道路 構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事<b>及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事</b> 3. ゴム伸縮継手(新設)、<b>床版打替工、沓座拡幅工</b>、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事、消雪パイプ工事(井戸及び配管工事のみも含む) ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td> </tr> <tr> <td align="center">海岸工事</td> <td>海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td align="center">道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td align="center">鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設、<b>塗装及び修繕</b>に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、<b>橋梁補修工(鋼板接着・増桁)</b>、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td align="center">PC橋工事</td> <td>工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</td> </tr> <tr> <td align="center">舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、 <b>護岸工</b> 、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 <b>及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事</b> 3. ゴム伸縮継手(新設)、 <b>床版打替工、沓座拡幅工</b> 、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事、消雪パイプ工事(井戸及び配管工事のみも含む) ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設、 <b>塗装及び修繕</b> に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 <b>橋梁補修工(鋼板接着・増桁)</b> 、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事	PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	<table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">工種区分</th> <th align="center">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">河川工事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td align="center">河川・道路 構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事、消雪パイプ工事(井戸及び配管工事のみも含む) ただし、<b>工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</b></td> </tr> <tr> <td align="center">海岸工事</td> <td>海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td align="center">道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td align="center">鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設<b>及び塗装</b>に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 <b>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</b></td> </tr> <tr> <td align="center">PC橋工事</td> <td>工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</td> </tr> <tr> <td align="center">橋梁保全工事</td> <td><b>橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事</b> 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承<b>修繕</b>の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事、消雪パイプ工事(井戸及び配管工事のみも含む) ただし、 <b>工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</b>	海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設 <b>及び塗装</b> に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 <b>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</b>	PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事	橋梁保全工事	<b>橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事</b> 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承 <b>修繕</b> の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)
工種区分	工 種 内 容																																	
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、 <b>護岸工</b> 、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																	
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 <b>及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事</b> 3. ゴム伸縮継手(新設)、 <b>床版打替工、沓座拡幅工</b> 、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事、消雪パイプ工事(井戸及び配管工事のみも含む) ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																																	
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																	
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																	
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設、 <b>塗装及び修繕</b> に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 <b>橋梁補修工(鋼板接着・増桁)</b> 、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事																																	
PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事																																	
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																	
工種区分	工 種 内 容																																	
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																	
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事、消雪パイプ工事(井戸及び配管工事のみも含む) ただし、 <b>工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</b>																																	
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																	
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																	
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設 <b>及び塗装</b> に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 <b>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</b>																																	
PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事																																	
橋梁保全工事	<b>橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事</b> 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承 <b>修繕</b> の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)																																	
	削除																																	
	削除																																	
	削除																																	
	次ページへ																																	

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定（平成28年4月1日以降適用）																																																					
I-2-②-5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電線共同 工 事</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあって, 次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし, 本土工を完成後別件で照明設備, 舗装, 側溝等を発注する場合, 又は併用開始後の照明設備, 吹付け, 舗装, 修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等 工事</td> <td>砂防, 地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって, 次に掲げる工事 堰堤工, 流路工, 山腹工, 抑制工, 抑止工, 床固工, 落石なだれ防止工, 集水井工, 集排水井ボーリング工, 排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路にあって, 次に掲げる工事 1. <b>伸縮継手補修工</b>, 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工<sup>*1</sup>, トンネル漏水防止工, トンネル内装工(共用トンネル), 路面切削工, <b>高欄取替工</b>, 路面工, 法面工等の維持・補修<sup>*2</sup>に関する工事 2. 道路標識<sup>*1</sup>, 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵<sup>*1</sup>, 樹木等及び区画線等の設置 3. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1, 2及び3に類する工事 ※1: 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって, 次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 2. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 5. 1, 2, 3及び4に類する工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道 工 事</td> <td>(1) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって, 次に掲げる工事 敷地造成工, 園路広場工, 植樹工, 除草工, 芝付工, 花壇工, 日陰棚工, ベンチ工, 池工, 遊戯施設工, 運動施設工, 標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	電線共同 工 事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあって, 次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし, 本土工を完成後別件で照明設備, 舗装, 側溝等を発注する場合, 又は併用開始後の照明設備, 吹付け, 舗装, 修繕工事等は除く	砂防・地すべり等 工事	砂防, 地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって, 次に掲げる工事 堰堤工, 流路工, 山腹工, 抑制工, 抑止工, 床固工, 落石なだれ防止工, 集水井工, 集排水井ボーリング工, 排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路にあって, 次に掲げる工事 1. <b>伸縮継手補修工</b> , 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 <sup>*1</sup> , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(共用トンネル), 路面切削工, <b>高欄取替工</b> , 路面工, 法面工等の維持・補修 <sup>*2</sup> に関する工事 2. 道路標識 <sup>*1</sup> , 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵 <sup>*1</sup> , 樹木等及び区画線等の設置 3. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1, 2及び3に類する工事 ※1: 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって, 次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 2. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 5. 1, 2, 3及び4に類する工事	下水道 工 事	(1) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって, 次に掲げる工事 敷地造成工, 園路広場工, 植樹工, 除草工, 芝付工, 花壇工, 日陰棚工, ベンチ工, 池工, 遊戯施設工, 運動施設工, 標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	<p><b>削除</b></p> <p><b>次ページへ</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設, 修繕工事にあって, 次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工, アスファルト舗装工, セメント安定処理路盤工, アスファルト安定処理路盤工, 砕石路盤工, 凍上抑制層工, コンクリートブロック舗装工, 路上再生処理工, 切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし, 小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電線共同 工 事</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあって, 次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし, 本土工を完成後別件で照明設備, 舗装, 側溝等を発注する場合, 又は併用開始後の照明設備, 吹付け, 舗装, 修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等 工事</td> <td>砂防, 地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって, 次に掲げる工事 堰堤工, 流路工, 山腹工, 抑制工, 抑止工, 床固工, 落石なだれ防止工, 集水井工, 集排水井ボーリング工, 排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路にあって, 次に掲げる工事 1. <b>管理を目的とした維持的工事</b> 2. 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工<sup>*1</sup>, トンネル漏水防止工, トンネル内装工(共用トンネル), 路面切削工, 路面工, 法面工等の維持・補修<sup>*2</sup>に関する工事 3. 道路標識<sup>*1</sup>, 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵<sup>*1</sup>, 樹木等及び区画線等の設置 4. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1, 2, 3及び4に類する工事 ※1: 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって, 次に掲げる工事 1. <b>管理を目的とした維持的工事</b> 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 6. 1, 2, 3, 4及び5に類する工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道 工 事</td> <td>(1) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって, 次に掲げる工事 敷地造成工, 園路広場工, 植樹工, 除草工, 芝付工, 花壇工, 日陰棚工, ベンチ工, 池工, 遊戯施設工, 運動施設工, 標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	舗装工事	舗装の新設, 修繕工事にあって, 次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工, アスファルト舗装工, セメント安定処理路盤工, アスファルト安定処理路盤工, 砕石路盤工, 凍上抑制層工, コンクリートブロック舗装工, 路上再生処理工, 切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし, 小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	電線共同 工 事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあって, 次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし, 本土工を完成後別件で照明設備, 舗装, 側溝等を発注する場合, 又は併用開始後の照明設備, 吹付け, 舗装, 修繕工事等は除く	砂防・地すべり等 工事	砂防, 地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって, 次に掲げる工事 堰堤工, 流路工, 山腹工, 抑制工, 抑止工, 床固工, 落石なだれ防止工, 集水井工, 集排水井ボーリング工, 排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路にあって, 次に掲げる工事 1. <b>管理を目的とした維持的工事</b> 2. 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 <sup>*1</sup> , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(共用トンネル), 路面切削工, 路面工, 法面工等の維持・補修 <sup>*2</sup> に関する工事 3. 道路標識 <sup>*1</sup> , 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵 <sup>*1</sup> , 樹木等及び区画線等の設置 4. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1, 2, 3及び4に類する工事 ※1: 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって, 次に掲げる工事 1. <b>管理を目的とした維持的工事</b> 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 6. 1, 2, 3, 4及び5に類する工事	下水道 工 事	(1) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって, 次に掲げる工事 敷地造成工, 園路広場工, 植樹工, 除草工, 芝付工, 花壇工, 日陰棚工, ベンチ工, 池工, 遊戯施設工, 運動施設工, 標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事
	工種区分	工 種 内 容																																																					
	電線共同 工 事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																																																					
		(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																					
	トンネル工事	トンネルに関する工事にあって, 次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし, 本土工を完成後別件で照明設備, 舗装, 側溝等を発注する場合, 又は併用開始後の照明設備, 吹付け, 舗装, 修繕工事等は除く																																																					
	砂防・地すべり等 工事	砂防, 地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって, 次に掲げる工事 堰堤工, 流路工, 山腹工, 抑制工, 抑止工, 床固工, 落石なだれ防止工, 集水井工, 集排水井ボーリング工, 排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																					
	道路維持工事	道路にあって, 次に掲げる工事 1. <b>伸縮継手補修工</b> , 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 <sup>*1</sup> , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(共用トンネル), 路面切削工, <b>高欄取替工</b> , 路面工, 法面工等の維持・補修 <sup>*2</sup> に関する工事 2. 道路標識 <sup>*1</sup> , 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵 <sup>*1</sup> , 樹木等及び区画線等の設置 3. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1, 2及び3に類する工事 ※1: 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用																																																					
	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって, 次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 2. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 5. 1, 2, 3及び4に類する工事																																																					
	下水道 工 事	(1) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																																					
		(2) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																					
		(3) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事																																																					
	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって, 次に掲げる工事 敷地造成工, 園路広場工, 植樹工, 除草工, 芝付工, 花壇工, 日陰棚工, ベンチ工, 池工, 遊戯施設工, 運動施設工, 標識工及びこれらに類する工事																																																					
	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																					
	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																					
	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																																					
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)																																																						
工種区分	工 種 内 容																																																						
舗装工事	舗装の新設, 修繕工事にあって, 次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工, アスファルト舗装工, セメント安定処理路盤工, アスファルト安定処理路盤工, 砕石路盤工, 凍上抑制層工, コンクリートブロック舗装工, 路上再生処理工, 切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし, 小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																																						
電線共同 工 事	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事																																																						
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																						
トンネル工事	トンネルに関する工事にあって, 次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし, 本土工を完成後別件で照明設備, 舗装, 側溝等を発注する場合, 又は併用開始後の照明設備, 吹付け, 舗装, 修繕工事等は除く																																																						
砂防・地すべり等 工事	砂防, 地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって, 次に掲げる工事 堰堤工, 流路工, 山腹工, 抑制工, 抑止工, 床固工, 落石なだれ防止工, 集水井工, 集排水井ボーリング工, 排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																						
道路維持工事	道路にあって, 次に掲げる工事 1. <b>管理を目的とした維持的工事</b> 2. 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 <sup>*1</sup> , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(共用トンネル), 路面切削工, 路面工, 法面工等の維持・補修 <sup>*2</sup> に関する工事 3. 道路標識 <sup>*1</sup> , 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵 <sup>*1</sup> , 樹木等及び区画線等の設置 4. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1, 2, 3及び4に類する工事 ※1: 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用																																																						
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって, 次に掲げる工事 1. <b>管理を目的とした維持的工事</b> 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 6. 1, 2, 3, 4及び5に類する工事																																																						
下水道 工 事	(1) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																																						
	(2) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																						
	(3) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事																																																						
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって, 次に掲げる工事 敷地造成工, 園路広場工, 植樹工, 除草工, 芝付工, 花壇工, 日陰棚工, ベンチ工, 池工, 遊戯施設工, 運動施設工, 標識工及びこれらに類する工事																																																						
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																						
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																						

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁

現 行

改 定 （平成28年4月1日以降適用）

I-2-②-6

工種区分	工 種 内 容
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定 （平成28年4月1日以降適用）																		
I-2-②-7	<p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>共通仮設費率の補正については、「1）大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「2）施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。</p> <p>1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第1表、第2表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align:center;">大都市</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4" style="text-align:center;">1.5</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>大 都 市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京(23区)、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。</p> <p>市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人工密度が4,000人/㎓以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い</p> <p>工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。</p> <p>ハ) 共通仮設費（率分）の計算</p> <p>共通仮設費（率分）＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×大都市を考慮した補正係数</p> <p>ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表、第2表)による。</p>	施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市	鋼橋架設工事	1.5	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>共通仮設費率の補正については、「1）大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「2）施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。</p> <p><b>ただし、1)及び2)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数の大きい方を適用するものとする。</b></p> <p>1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第1表、第3表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align:center;">大都市</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4" style="text-align:center;">1.5</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) <b>大都市の補正を適用できる</b>施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>大 都 市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京<b>特別区</b>、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。</p> <p>市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人工密度が4,000人/㎓以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p><b>※東京特別区、横浜市、大阪市については、鋼橋架設工事のみ。</b></p> <p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い</p> <p>工事場所において<b>施工</b>地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。</p> <p>ハ) 共通仮設費（率分）の計算</p> <p>共通仮設費（率分）＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×大都市を考慮した補正係数</p> <p>ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表、第3表)による。</p>	施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市	鋼橋架設工事	1.5	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事
施工地域区分	工種区分	補正係数																		
大都市	鋼橋架設工事	1.5																		
	舗装工事																			
	電線共同溝工事																			
	道路維持工事																			
施工地域区分	工種区分	補正係数																		
大都市	鋼橋架設工事	1.5																		
	舗装工事																			
	電線共同溝工事																			
	道路維持工事																			

適用の  
明確化

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定 （平成28年4月1日以降適用）																																																	
I-2-②-8	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム・フィルダール及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="2">市 街 地</td> <td align="center">2.0</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="2">山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td align="center">1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地 方 部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td align="center">1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td align="center">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、別表第1(第1表～第2表)の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align:center;">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4" style="text-align:center;">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする</p> <p>市 街 地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎥以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島：施工地域が国家公務員の寒冷地手当に関する法律における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合  ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合  ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い  工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>ハ) 共通仮設費(率分)の計算</p> <p>共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (共通仮設費率(Kr) + 施工地域・工事場所を考慮した補正値)  共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (共通仮設費率(Kr) × 施工地域・工事場所を考慮した補正係数)</p> <p>ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第4表による。</p> <p>3) その他</p> <p>設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市 街 地		2.0	山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0	地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1(第1表～第5表)の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム・フィルダール及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="2">市 街 地</td> <td align="center">2.0</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="2">山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td align="center">1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地 方 部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td align="center">1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td align="center">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする</p> <p>市 街 地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎥以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島：施工地域が国家公務員の寒冷地手当に関する法律における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合  ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合  ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>注3) 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い  工事場所において施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、別表第1(第1表～第3表)の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align:center;">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4" style="text-align:center;">1.3</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路維持工事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ) 共通仮設費(率分)の計算</p> <p>共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (共通仮設費率(Kr) + 施工地域・工事場所を考慮した補正値)  共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (共通仮設費率(Kr) × 施工地域・工事場所を考慮した補正係数)</p> <p>ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第5表による。</p> <p>※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。</p> <p>3) その他</p> <p>設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市 街 地		2.0	山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0	地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	橋梁保全工事	舗装工事	電線共同溝工事		道路維持工事	
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																																	
市 街 地		2.0																																																	
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0																																																	
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																																	
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																	
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																																	
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																																	
	舗装工事																																																		
	電線共同溝工事																																																		
	道路維持工事																																																		
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																																	
市 街 地		2.0																																																	
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0																																																	
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																																	
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																	
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																																	
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																																	
	橋梁保全工事																																																		
	舗装工事																																																		
	電線共同溝工事																																																		
	道路維持工事																																																		

適用の  
明確化

注3) 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い  
工事場所において施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、別表第1(第1表～第3表)の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	橋梁保全工事	
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

適用の  
明確化

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁

現 行

改 定（平成28年4月1日以降適用）

I-2-②-9

別表第1

共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額 適用区分	600万円 以下	600万円を超え10億円 以下		10億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		26.94	6,907.7	-0.3554	4.37
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		26.10	633.0	-0.2043	9.18
P C 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50

第2表

工種区分	対象額 適用区分	200万円 以下	200万円を超え1億円 以下		1億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
道路維持工事		28.49	34,596.3	-0.4895	4.20
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76

別表第1

共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額 適用区分	600万円 以下	600万円を超え10億円 以下		10億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50

第2表

工種区分	対象額 適用区分	600万円 以下	600万円を超え3億円 以下		3億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円 以下	200万円を超え1億円 以下		1億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁

現 行

改 定（平成28年4月1日以降適用）

I-2-②-10

第3表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第4表

工種区分	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88

第4表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第5表

工種区分	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88



**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定 （平成28年4月1日以降適用）																																																																
I-2-②-26	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用 イ 着手時の準備費用 ロ 施工期間中における準備、後片付け費用 ハ 完成時の後片付け費用</p> <p>2) 調査・測量、丁張等に要する費用 イ 工事着手前の基準測量等の費用 ロ 縦、横断面図の照査等の費用 ハ 用地幅杭等の仮設等の費用 ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備に要する費用。</p> <p>5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上する。</p> <p>(2) 積算方法 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を正確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>(3) 施工単価入力基準表</p> <p>① 準備費（運搬費用積上げ分）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">施工歩掛コード</td> <td style="width:20%;">WB010160</td> <td style="width:20%;">施 工 単 位</td> <td style="width:40%;">式</td> </tr> <tr> <td>施 工 区 分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td colspan="3">J 1</td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td colspan="3">運搬費用（千円）</td> </tr> </table> <p>(注) 運搬費用は、工事現場から処分場までの往復の費用を計上する。</p> <p>② 準備費（処分費用積上げ分）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">施工歩掛コード</td> <td style="width:20%;">WB010170</td> <td style="width:20%;">施 工 単 位</td> <td style="width:40%;">式</td> </tr> <tr> <td>施 工 区 分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td colspan="3">J 1</td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td colspan="3">処分費用（千円）</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 処分費用は、管理費区分「T」を設定している。 2. 処分費用は、処分場での費用を計上する。</p>	施工歩掛コード	WB010160	施 工 単 位	式	施 工 区 分	入 力 条 件			区 分	J 1			準 備 費	運搬費用（千円）			施工歩掛コード	WB010170	施 工 単 位	式	施 工 区 分	入 力 条 件			区 分	J 1			準 備 費	処分費用（千円）			<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用 イ 着手時の準備費用 ロ 施工期間中における準備、後片付け費用 ハ 完成時の後片付け費用</p> <p>2) 調査・測量、丁張等に要する費用 イ 工事着手前の基準測量等の費用 ロ 縦、横断面図の照査等の費用 ハ 用地幅杭等の仮設等の費用 ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、<b>伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等</b>、工事の施工上必要な準備に要する費用。</p> <p>5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、<b>直接工事費</b>に積上げ計上する。</p> <p>(2) 積算方法 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を正確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>(3) 施工単価入力基準表</p> <p>① 準備費（運搬費用積上げ分）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">施工歩掛コード</td> <td style="width:20%;">WB010160</td> <td style="width:20%;">施 工 単 位</td> <td style="width:40%;">式</td> </tr> <tr> <td>施 工 区 分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td colspan="3">J 1</td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td colspan="3">運搬費用（千円）</td> </tr> </table> <p>(注) 運搬費用は、工事現場から処分場までの往復の費用を計上する。</p> <p>② 準備費（処分費用積上げ分）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">施工歩掛コード</td> <td style="width:20%;">WB010170</td> <td style="width:20%;">施 工 単 位</td> <td style="width:40%;">式</td> </tr> <tr> <td>施 工 区 分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td colspan="3">J 1</td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td colspan="3">処分費用（千円）</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 処分費用は、管理費区分「T」を設定している。 2. 処分費用は、処分場での費用を計上する。</p>	施工歩掛コード	WB010160	施 工 単 位	式	施 工 区 分	入 力 条 件			区 分	J 1			準 備 費	運搬費用（千円）			施工歩掛コード	WB010170	施 工 単 位	式	施 工 区 分	入 力 条 件			区 分	J 1			準 備 費	処分費用（千円）		
施工歩掛コード	WB010160	施 工 単 位	式																																																															
施 工 区 分	入 力 条 件																																																																	
区 分	J 1																																																																	
準 備 費	運搬費用（千円）																																																																	
施工歩掛コード	WB010170	施 工 単 位	式																																																															
施 工 区 分	入 力 条 件																																																																	
区 分	J 1																																																																	
準 備 費	処分費用（千円）																																																																	
施工歩掛コード	WB010160	施 工 単 位	式																																																															
施 工 区 分	入 力 条 件																																																																	
区 分	J 1																																																																	
準 備 費	運搬費用（千円）																																																																	
施工歩掛コード	WB010170	施 工 単 位	式																																																															
施 工 区 分	入 力 条 件																																																																	
区 分	J 1																																																																	
準 備 費	処分費用（千円）																																																																	

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定（平成28年4月1日以降適用）
I-2-②-28	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 交通管理に要する費用</li> <li>2) 安全施設等に要する費用</li> <li>3) 安全管理等に要する費用</li> <li>4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</li> <li>② 不稼働日の保安要員等の費用</li> <li>③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設等の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</li> <li>④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く）</li> <li>⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用</li> <li>⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用</li> <li>⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用</li> <li>⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。）</li> <li>⑨ 安全用品等の費用</li> <li>⑩ 安全委員会等に要する費用</li> </ol> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用</li> <li>② 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用</li> <li>③ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による）</li> <li>④ 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>⑤ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用</li> <li>⑥ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用</li> <li>⑦ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用</li> <li>⑧ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</li> </ol>	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p><del>1) 交通管理に要する費用</del></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 安全施設等に要する費用</li> <li>2) 安全管理等に要する費用</li> <li>3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</li> <li>② 不稼働日の保安要員等の費用</li> <li>③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、<del>架空線等事故防止対策簡易ゲート</del>、照明等の安全施設等の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</li> <li>④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く）</li> <li>⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用</li> <li>⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用</li> <li>⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用</li> <li>⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。）</li> <li>⑨ 安全用品等の費用</li> <li>⑩ 安全委員会等に要する費用</li> </ol> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p><del>① 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用</del></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用</li> <li>② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による）</li> <li>③ 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用</li> <li>⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用</li> <li>⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用</li> <li>⑦ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</li> </ol>

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定（平成28年4月1日以降適用）																																																												
I-2-②-29	<p align="center"><b>〔1一般土木〕第II編 共通工 第5章 仮設工 ③交通誘導警備員へ移動</b></p> <p>1) 交通誘導警備員の積算 現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。</p> <p align="center"><b>表2.1 交通誘導警備員の計上区分</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現場条件</th> <th colspan="2">計 算 式</th> </tr> <tr> <th>交通誘導警備員A</th> <th>交通誘導警備員B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">1</td> <td>昼間勤務(8:00～17:00) 実働 8時間(交替要員無し)</td> <td align="center">A×必要日数×N</td> <td align="center">A×必要日数×N</td> </tr> <tr> <td align="center">2</td> <td>昼間勤務(8:00～17:00) 実働 9時間(交替要員有り)</td> <td align="center">1.2A×必要日数×N</td> <td align="center">1.2A×必要日数×N</td> </tr> <tr> <td align="center">3</td> <td>夜間勤務(20:00～5:00) 実働 8時間(交替要員無し)</td> <td align="center">1.5A×必要日数×N</td> <td align="center">1.5A×必要日数×N</td> </tr> <tr> <td align="center">4</td> <td>夜間勤務(20:00～5:00) 実働 9時間(交替要員有り)</td> <td align="center">1.8A×必要日数×N</td> <td align="center">1.8A×必要日数×N</td> </tr> <tr> <td align="center">5</td> <td>24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)</td> <td align="center">3.0A×必要日数×N</td> <td align="center">3.0A×必要日数×N</td> </tr> <tr> <td align="center">6</td> <td>24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)</td> <td align="center">3.4A×必要日数×N</td> <td align="center">3.5A×必要日数×N</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A：交通誘導警備員単備 N：配置人員 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3. 区分5、6は2交替制勤務とする。 4. 交替要員有りは、休憩、休憩時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。</p> <p>2) 交通誘導警備業務における配置基準 以下の配置基準に基づき、交通誘導警備員を配置する場合は交通誘導警備員Aを1人以上とし、それ以外で配置する場合は、交通誘導警備員Bとする。</p> <p>①配置基準 (イ) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道又は道路法(昭和27年法律第180号)第48号の4第1項に規定する自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合には、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。 (ロ) 上記(イ)のほか、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める場合には、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。</p> <p>②新潟県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めている路線は、下記の8路線(新潟県内に限る)である。 (イ)一般国道7号 (ロ)一般国道8号 (ハ)一般国道17号 (ニ)一般国道18号 (ホ)一般国道49号 (ヘ)一般国道113号 (ト)一般国道116号 (チ)一般国道117号</p> <p>2) 呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用保護具等)の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p align="center">呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費×0.7% (円)</p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	区分	現場条件	計 算 式		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	1	昼間勤務(8:00～17:00) 実働 8時間(交替要員無し)	A×必要日数×N	A×必要日数×N	2	昼間勤務(8:00～17:00) 実働 9時間(交替要員有り)	1.2A×必要日数×N	1.2A×必要日数×N	3	夜間勤務(20:00～5:00) 実働 8時間(交替要員無し)	1.5A×必要日数×N	1.5A×必要日数×N	4	夜間勤務(20:00～5:00) 実働 9時間(交替要員有り)	1.8A×必要日数×N	1.8A×必要日数×N	5	24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)	3.0A×必要日数×N	3.0A×必要日数×N	6	24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)	3.4A×必要日数×N	3.5A×必要日数×N	<p>1) 交通誘導警備員の積算 <del>現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。</del></p> <p align="center"><b>表2-1 交通誘導警備員の計上区分</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現場条件</th> <th colspan="2">計 算 式</th> </tr> <tr> <th>交通誘導警備員A</th> <th>交通誘導警備員B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">1</td> <td><del>昼間勤務(8:00～17:00) 実働 8時間(交替要員無し)</del></td> <td align="center">A×必要日数×N</td> <td align="center">A×必要日数×N</td> </tr> <tr> <td align="center">2</td> <td><del>昼間勤務(8:00～17:00) 実働 9時間(交替要員有り)</del></td> <td align="center">1.2A×必要日数×N</td> <td align="center">1.2A×必要日数×N</td> </tr> <tr> <td align="center">3</td> <td><del>夜間勤務(20:00～5:00) 実働 8時間(交替要員無し)</del></td> <td align="center">1.5A×必要日数×N</td> <td align="center">1.5A×必要日数×N</td> </tr> <tr> <td align="center">4</td> <td><del>夜間勤務(20:00～5:00) 実働 9時間(交替要員有り)</del></td> <td align="center">1.8A×必要日数×N</td> <td align="center">1.8A×必要日数×N</td> </tr> <tr> <td align="center">5</td> <td><del>24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)</del></td> <td align="center">3.0A×必要日数×N</td> <td align="center">3.0A×必要日数×N</td> </tr> <tr> <td align="center">6</td> <td><del>24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)</del></td> <td align="center">3.4A×必要日数×N</td> <td align="center">3.5A×必要日数×N</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A：交通誘導警備員単備 N：配置人員 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3. 区分5、6は2交替制勤務とする。 4. 交替要員有りは、休憩、休憩時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。</p> <p>2) 交通誘導警備業務における配置基準 以下の配置基準に基づき、交通誘導警備員を配置する場合は交通誘導警備員Aを1人以上とし、それ以外で配置する場合は、交通誘導警備員Bとする。</p> <p>①配置基準 (イ) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道又は道路法(昭和27年法律第180号)第48号の4第1項に規定する自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合には、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。 (ロ) 上記(イ)のほか、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める場合には、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。</p> <p>②新潟県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めている路線は、下記の8路線(新潟県内に限る)である。 (イ)一般国道7号 (ロ)一般国道8号 (ハ)一般国道17号 (ニ)一般国道18号 (ホ)一般国道49号 (ヘ)一般国道113号 (ト)一般国道116号 (チ)一般国道117号</p> <p>1) 呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用保護具等)の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p align="center">呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費×0.7% (円)</p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	区分	現場条件	計 算 式		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	1	<del>昼間勤務(8:00～17:00) 実働 8時間(交替要員無し)</del>	A×必要日数×N	A×必要日数×N	2	<del>昼間勤務(8:00～17:00) 実働 9時間(交替要員有り)</del>	1.2A×必要日数×N	1.2A×必要日数×N	3	<del>夜間勤務(20:00～5:00) 実働 8時間(交替要員無し)</del>	1.5A×必要日数×N	1.5A×必要日数×N	4	<del>夜間勤務(20:00～5:00) 実働 9時間(交替要員有り)</del>	1.8A×必要日数×N	1.8A×必要日数×N	5	<del>24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)</del>	3.0A×必要日数×N	3.0A×必要日数×N	6	<del>24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)</del>	3.4A×必要日数×N	3.5A×必要日数×N
区分	現場条件			計 算 式																																																										
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B																																																											
1	昼間勤務(8:00～17:00) 実働 8時間(交替要員無し)	A×必要日数×N	A×必要日数×N																																																											
2	昼間勤務(8:00～17:00) 実働 9時間(交替要員有り)	1.2A×必要日数×N	1.2A×必要日数×N																																																											
3	夜間勤務(20:00～5:00) 実働 8時間(交替要員無し)	1.5A×必要日数×N	1.5A×必要日数×N																																																											
4	夜間勤務(20:00～5:00) 実働 9時間(交替要員有り)	1.8A×必要日数×N	1.8A×必要日数×N																																																											
5	24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)	3.0A×必要日数×N	3.0A×必要日数×N																																																											
6	24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)	3.4A×必要日数×N	3.5A×必要日数×N																																																											
区分	現場条件	計 算 式																																																												
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B																																																											
1	<del>昼間勤務(8:00～17:00) 実働 8時間(交替要員無し)</del>	A×必要日数×N	A×必要日数×N																																																											
2	<del>昼間勤務(8:00～17:00) 実働 9時間(交替要員有り)</del>	1.2A×必要日数×N	1.2A×必要日数×N																																																											
3	<del>夜間勤務(20:00～5:00) 実働 8時間(交替要員無し)</del>	1.5A×必要日数×N	1.5A×必要日数×N																																																											
4	<del>夜間勤務(20:00～5:00) 実働 9時間(交替要員有り)</del>	1.8A×必要日数×N	1.8A×必要日数×N																																																											
5	<del>24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)</del>	3.0A×必要日数×N	3.0A×必要日数×N																																																											
6	<del>24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)</del>	3.4A×必要日数×N	3.5A×必要日数×N																																																											

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定（平成28年4月1日以降適用）																		
I-2-②-37	<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ハ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 緊急工事の場合</p> <p>緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第1表、第2表）の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="302 750 734 925"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大都市</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>大 都 市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京(23区)、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。</p> <p>市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い</p> <p>工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。</p>	施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市	鋼橋架設工事	1.2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第1（第1表～第5表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ハ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>現場管理費率の補正については、「1）施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「2）大都市を考慮した現場管理費率の補正」、又は「1）施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「3）施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。</p> <p>ただし、2)及び3)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数の大きい方を適用するものとする。</p> <p>1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 緊急工事の場合</p> <p>緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第1表、第3表）の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="1355 861 1787 1037"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大都市</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 大都市の補正を適用できる施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>大 都 市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。</p> <p>市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p>	施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市	鋼橋架設工事	1.2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事
施工地域区分	工種区分	補正係数																		
大都市	鋼橋架設工事	1.2																		
	舗装工事																			
	電線共同溝工事																			
	道路維持工事																			
施工地域区分	工種区分	補正係数																		
大都市	鋼橋架設工事	1.2																		
	舗装工事																			
	電線共同溝工事																			
	道路維持工事																			

**適用の  
明確化**

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定 （平成28年4月1日以降適用）																																															
I-2-②-38	<p>3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1（第1表～第4表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。</p> <p>なお、電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市 街 地</td> <td align="center">1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td align="center">0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td align="center">1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td align="center">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、別表第1の現場管理費率標準値（第1表～第2表）に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align:center;">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4" style="text-align:center;">1.1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市 街 地： 施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島： 施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通の影響： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合                  を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合                  ③ " 50m以内に人家（民家、商店、ビル等）が連なっている場合</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市 街 地		1.5	山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、別表第1（第1表～第5表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。</p> <p>なお、電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市 街 地</td> <td align="center">1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td align="center">0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td align="center">1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td align="center">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市 街 地： 施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島： 施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通の影響： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合                  を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合                  ③ " 50m以内に人家（民家、商店、ビル等）が連なっている場合</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注3) 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い</p> <p>工事場所において、<b>施工地域・工事場所</b>区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> </div> <p>ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、別表第1の現場管理費率標準値（第1表～第2表）に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align:center;">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5" style="text-align:center;">1.1</td> </tr> <tr> <td style="color:red;">橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right" style="color:red; font-weight:bold;">※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市 街 地		1.5	山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.1	橋梁保全工事	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																															
市 街 地		1.5																																															
山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5																																															
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																															
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																															
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																															
市街地	鋼橋架設工事	1.1																																															
	舗装工事																																																
	電線共同溝工事																																																
	道路維持工事																																																
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																															
市 街 地		1.5																																															
山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5																																															
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																															
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																															
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																															
市街地	鋼橋架設工事	1.1																																															
	橋梁保全工事																																																
	舗装工事																																																
	電線共同溝工事																																																
	道路維持工事																																																

適用の  
明確化

前ページから

**積算基準〔1-一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定（平成28年4月1日以降適用）																								
I-2-②-39	<p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い                  工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。</p> <p>4) その他                  設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い                  1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。                  1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。                  2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、公告又は指名通知時の市場価格又は類似品価格とする。                  3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い                  「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。                  1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む）                  2) 上下水道料金                  3) 有料道路利用料</p> <table border="1" data-bbox="286 817 999 1142"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 通 仮 設 費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現 場 管 理 費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一 般 管 理 費 等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。                  なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。                  2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	<p>4) その他                  設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い                  1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。                  1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。                  2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、公告又は指名通知時の市場価格又は類似品価格とする。                  3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い                  「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。                  1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む）                  2) 上下水道料金                  3) 有料道路利用料</p> <table border="1" data-bbox="1283 791 1995 1115"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 通 仮 設 費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現 場 管 理 費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一 般 管 理 費 等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。                  なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。                  2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																								
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																								
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																								

前ページへ

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定 （平成28年4月1日以降適用）
---	-----	---------------------

I-2-②-40

(7) 現場管理費の計算  
 1) 施工時期, 工事期間, 大都市を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)＋補正值}

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額  
 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表, 第2表）による。  
 補正係数は、(3)2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。  
 補正值は、(3)1) 施工時期, 工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

2) 施工時期, 工事期間, 施工地域, 工事場所を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×(現場管理費標準値＋補正值)  
 現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)＋補正值}

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸与機械等評価額  
 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表～第4表）による。  
 補正係数は、(3)3) 施工地域, 工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。  
 補正值は、(3)1) 施工時期, 工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域, 工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

別表第1 現場管理費率標準値  
第1表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事		28.22	52.6	-0.0395	23.20
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事		39.06	105.6	-0.0631	28.56
PC橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

(7) 現場管理費の計算  
 1) 施工時期, 工事期間, 大都市を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)＋補正值}

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額  
 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表, 第3表）による。  
 補正係数は、(3)2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。  
 補正值は、(3)1) 施工時期, 工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

2) 施工時期, 工事期間, 施工地域, 工事場所を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×(現場管理費標準値＋補正值)  
 現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)＋補正值}

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸与機械等評価額  
 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表～第5表）による。  
 補正係数は、(3)3) 施工地域, 工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。  
 補正值は、(3)1) 施工時期, 工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域, 工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

別表第1 現場管理費率標準値  
第1表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事		41.29	420.8	-0.1473	19.88
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事		46.66	276.1	-0.1128	26.66
PC橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁

現 行

改 定（平成28年4月1日以降適用）

I-2-②-41

第2表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		51.14	316.8	-0.1257	31.27
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

第3表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

第4表

工種区分	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20

3) 現場管理費率の算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

$$N_p : \text{純工事費} (\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

- (注) 1.  $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする  
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

次ページへ

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		63.10	1508.7	-0.2014	29.60

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		58.61	605.1	-0.1609	31.23
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

第4表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44



**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁

現 行

改 定 （平成28年4月1日以降適用）

I-2-②-42

第5表

工種区分	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20

3) 現場管理費率の算定式

$$J_o = A \cdot N p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率 (\%)}$$

$N p$  : 純工事費 (円)

$A, b$  : 変数値

(注) 1.  $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(二)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

積算基準〔1 一般土木〕第Ⅱ編 共通工（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表

頁

現 行

改 定 （平成28年4月1日以降適用）

Ⅱ-5-㉓-1

(新規)  
〔1 一般土木〕第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算  
②間接工事費 2-5 安全費 から移動

㉓ 交通誘導警備員

1. 適用範囲

本資料は、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。

2. 計上区分

現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。

表2.1 交通誘導警備員の計上区分

区分	現場条件	計 算 式	
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
1	昼間勤務 (8:00~17:00)	A×必要日数×N	A×必要日数×N
	実働 8時間 (交替要員無し)		
2	昼間勤務 (8:00~17:00)	1.2A×必要日数×N	1.2A×必要日数×N
	実働 9時間 (交替要員有り)		
3	夜間勤務 (20:00~5:00)	1.5A×必要日数×N	1.5A×必要日数×N
	実働 8時間 (交替要員無し)		
4	夜間勤務 (20:00~5:00)	1.8A×必要日数×N	1.8A×必要日数×N
	実働 9時間 (交替要員有り)		
5	24時間勤務	3.0A×必要日数×N	3.0A×必要日数×N
	実働 22時間 (交替要員無し)		
6	24時間勤務	3.4A×必要日数×N	3.5A×必要日数×N
	実働 24時間 (交替要員有り)		

- (注) 1. A：交通誘導警備員単価 N：配置人員  
2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。  
3. 区分5、6は2交替制勤務とする。  
4. 交替要員有りは、休憩、休憩時間についても交通誘導を行う場合に適用する。  
5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。

(1) 交通誘導警備業務における配置基準

以下の配置基準に基づき、交通誘導警備員を配置する場合は交通誘導警備員Aを1人以上とし、それ以外で配置する場合は、交通誘導警備員Bとする。

①配置基準

(イ) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道又は道路法（昭和27年法律第180号）第48号の4第1項に規定する自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合には、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。

(ロ) 上記（イ）のほか、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める場合には、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。

②新潟県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めている路線は、下記の1.3路線（新潟県内に限る）である。

- a. 一般国道7号
- b. 一般国道8号
- c. 一般国道17号
- d. 一般国道18号
- e. 一般国道49号
- f. 一般国道113号
- g. 一般国道116号
- h. 一般国道117号

- i. 一般国道148号
- j. 一般国道292号
- k. 一般国道350号
- l. 一般国道351号
- m. 一般国道403号

新規

**積算基準〔1 一般土木〕第Ⅱ編 共通工（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁

現 行

改 定 （平成28年4月1日以降適用）

Ⅱ-5-⑳-2

(新規)  
〔1 一般土木〕第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算  
②間接工事費 2-5 安全費 から移動

3. 施工単価入力基準表

交通誘導警備員A

施工歩掛コード	WB010211	施工単位	人日
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J 1		
	作業区分		
	表3.1		

交通誘導警備員B

施工歩掛コード	WB010212	施工単位	人日
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J 1		
	作業区分		
	表3.1		

- (注) 1. 上表には、交替補正及び賃金の割増を含む。  
 2. 施工数量は交替要員を除いた人数とし、“必要日数×N”より算出するものとする。ただし、配置人員(N)は、作業時間及び作業時間帯にかかわらず「1日当りの編成人員」とし、特にJ1条件の⑤、⑥を使用する場合「延べの人数」としないよう注意すること。

表3.1 作 業 区 分

区分	入力番号
昼間勤務 (交替要員無し)	①
昼間勤務 (交替要員有り)	②
夜間勤務 (交替要員無し)	③
夜間勤務 (交替要員有り)	④
24時間勤務 (交替要員無し)	⑤
24時間勤務 (交替要員有り)	⑥

頁	改定前	改定後（平成28年4月1日以降適用）
<p>第1章 一般共通 ④請負工事費の費目 2 据付工事原価 IX-1-6</p>	<p>2 据付工事原価 据付工事原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費 製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用である。</p> <p>(2) 材料費 工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p>(イ) 直接材料費 直接に消費され、原則として設備の基本的実体となって再現する材料及び部品の費用</p> <p>(ロ) 補助材料費 補助的に消費され据付過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用</p> <p>(3) 労務費 工事を施工するに当り、直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与からなる。</p> <p>(4) 塗装費 据付時に行う設備の塗装に要する費用である。</p> <p>(5) 直接経費 工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。</p> <p>(イ) 特許使用料 契約に基づき使用する特許の使用料</p> <p>(ロ) 水道光熱電力料 工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び用水使用料</p> <p>(ハ) 機械経費 工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額</p> <p>(ニ) 試運転経費等 特に必要と認められる総合試運転等に要する費用</p> <p>(ホ) 特別経費 特に必要があると認められる費用</p> <p>(6) 仮設費 工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用。</p>	<p>2 据付工事原価 据付工事原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費 製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用である。</p> <p>(2) 材料費 工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p>(イ) 直接材料費 直接に消費され、原則として設備の基本的実体となって再現する材料及び部品の費用</p> <p>(ロ) 補助材料費 補助的に消費され据付過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用</p> <p>(3) 労務費 工事を施工するに当り、直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与からなる。</p> <p>(4) 塗装費 据付時に行う設備の塗装に要する費用である。</p> <p>(5) 直接経費 工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。</p> <p>(イ) 特許使用料 契約に基づき使用する特許の使用料</p> <p>(ロ) 水道光熱電力料 工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び用水使用料</p> <p>(ハ) 機械経費 工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額</p> <p>(ニ) 試運転経費等 特に必要と認められる総合試運転等に要する費用</p> <p>(ホ) 特別経費 特に必要があると認められる費用</p> <p>(6) 仮設費 工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、<b>交通管理</b>等に要する費用。</p>

→  
**追加**

積算基準〔6 機械・電気通信設備〕（平成27年10月30日以降適用）

改定対照表

頁	改定前	改定後（平成28年4月1日以降適用）
<p>第1章 一般共通 ④請負工事 費の費目 2 据付工事 原価 IX-1-7</p>	<p>2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 共通仮設費の項目及び内容は、次のとおりとする。 (イ) 運搬費 a 機械器具の運搬に要する費用 b 現場内における機材の運搬に要する費用 (ロ) 準備費 a 工事着手時の準備及び完成時の後片付けに要する費用 b 調査、測量、出張等に要する費用 c 伐開、整地及び除草に要する費用 (ハ) 事業損失防止施設費 工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下・地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費・撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用 (ニ) 安全費 a 交通管理に要する費用 b 安全施設等に要する費用 c 安全管理等に要する費用 d aからcに掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用 (ホ) 役務費 a 土地の借上げに要する費用 b 電力、用水等の基本料 (ヘ) 技術管理費 a 品質管理のための試験等に要する費用 b 出来形管理のための測量等に要する費用 c 工程管理のための資料の作成に要する費用 d 完成図書、設備管理台帳等の作成及び電子納品等に要する費用 e aからdにまで掲げるものの他、技術管理上必要な資料の作成に要する費用 (ト) 営繕費 a 現場事務所、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用 b 労働者宿舎の営繕に要する費用又は、労働者の宿泊に要する費用 c 労働者の輸送に要する費用 d 営繕費に係る敷地の借上げ費用</p>	<p>2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 共通仮設費の項目及び内容は、次のとおりとする。 (イ) 運搬費 a 機械器具の運搬に要する費用 b 現場内における機材の運搬に要する費用 (ロ) 準備費 a 工事着手時の準備及び完成時の後片付けに要する費用 b 調査、測量、出張等に要する費用 c 伐開、整地及び除草に要する費用 (ハ) 事業損失防止施設費 工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下・地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費・撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用 (ニ) 安全費 a 安全施設等に要する費用 b 安全管理等に要する費用 c aからbに掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用 (ホ) 役務費 a 土地の借上げに要する費用 b 電力、用水等の基本料 (ヘ) 技術管理費 a 品質管理のための試験等に要する費用 b 出来形管理のための測量等に要する費用 c 工程管理のための資料の作成に要する費用 d 完成図書、設備管理台帳等の作成及び電子納品等に要する費用 e aからdにまで掲げるものの他、技術管理上必要な資料の作成に要する費用 (ト) 営繕費 a 現場事務所、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用 b 労働者宿舎の営繕に要する費用又は、労働者の宿泊に要する費用 c 労働者の輸送に要する費用 d 営繕費に係る敷地の借上げ費用</p>
<p>第1章 一般共通 ⑤請負工事 費の積算 2-1 直接工 事費 IX-1-14</p>	<p>(4) 塗装費 1) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。 ただし、実績等により塗装費が明らかなものはこれによってもよいものとする。 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはこれによってもよいものとする。 3) ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。 (5) 直接経費 1) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金などの資料により決定するものとする。 なお、機械経費は「積算基準〔5 建設機械損料表〕」等によるものとする。 2) 機械経費として計上するトラッククレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、「積算基準〔5 建設機械損料表〕」によることを標準とする。 (6) 仮設費 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。</p>	<p>(4) 塗装費 1) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。 ただし、実績等により塗装費が明らかなものはこれによってもよいものとする。 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはこれによってもよいものとする。 3) ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。 (5) 直接経費 1) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金などの資料により決定するものとする。 なお、機械経費は「積算基準〔5 建設機械損料表〕」等によるものとする。 2) 機械経費として計上するトラッククレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、「積算基準〔5 建設機械損料表〕」によることを標準とする。 (6) 仮設費 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。 また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。 a 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 b その他、現場条件等により積上げを要する費用</p>

削除

変更

積算基準〔6 機械・電気通信設備〕（平成27年10月30日以降適用）

改定対照表

頁	改定前	改定後（平成28年4月1日以降適用）
<p>第1章 一般共通 ⑤請負工事 費の積算 2-1 直接工 事費</p>	<p>1) 運搬費 (イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。 a 建設機械の自走による運搬 b 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出 c 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出 d トラッククレーン油圧伸縮ジブ型60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用 e 建設機械等の日々回送に要する費用 f 建設機械、機材等（足場材等）の現場内小運搬 (ロ) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。 a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型60t以下を除く） b 仮設材等（覆工板等）の運搬 c その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用 2) 準備費 (イ) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。 a 工事着手前の基準点測定量等や工事着手時の準備費用 b 完成時の後片付け費用 (ロ) 掘付工数に含まれているものは、次のとおりとする。 施工期間中における準備、後片付け費用 (ハ) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等要する費用。この場合は特記仕様書に明示し積上げ積算するものとする。 3) 事業損失防止施設費 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 a 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用 b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用 4) 安全費 (イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。 a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 b 不稼働日の保安要員等の費用 c 安全用品等の費用 d 安全委員会等に要する費用 e 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 (ロ) 積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。 a 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 b 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 c 夜間作業を行う場合における照明に要する費用 d 酸欠予防の予防に要する費用 e 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用 f 粉塵作業の予防に要する費用</p>	<p>1) 運搬費 (イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。 a 建設機械の自走による運搬 b 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出 c 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出 d トラッククレーン油圧伸縮ジブ型60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用 e 建設機械等の日々回送に要する費用 f 建設機械、機材等（足場材等）の現場内小運搬 (ロ) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。 a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型60t以下を除く） b 仮設材等（覆工板等）の運搬 c その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用 2) 準備費 (イ) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。 a 工事着手前の基準点測定量等や工事着手時の準備費用 b 完成時の後片付け費用 (ロ) 掘付工数に含まれているものは、次のとおりとする。 施工期間中における準備、後片付け費用 (ハ) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等要する費用。この場合は特記仕様書に明示し積上げ積算するものとする。 3) 事業損失防止施設費 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 a 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用 b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用 4) 安全費 (イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。 a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 b 不稼働日の保安要員等の費用 c 安全用品等の費用 d 安全委員会等に要する費用 e 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、<u>架空線等事故防止対策簡易ゲート</u>、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 (ロ) 積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。 a 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用 c 酸欠予防の予防に要する費用 d 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用 e 粉塵作業の予防に要する費用</p>



追加及び  
削除

頁	改定前	改定後（平成28年4月1日以降適用）
<p>第20章 機械設備点検 ①一般共通 2 点検・整備費の構成 IX-20-2</p>	<p>2 点検・整備費の構成</p>	<p>2 点検・整備費の構成</p>

頁	改定前	改定後（平成28年4月1日以降適用）
<p>第20章 機械設備点検 ①一般共通 3 点検・整備費の費目 IX-20-3</p>	<p>3 点検・整備費の費目 点検・整備に係る積算の各費目は、次のとおりとする。</p> <p>3-1 点検・整備原価 (1) 材料費 1) 直接材料費 設備の点検・整備に際して直接消費され、原則として設備の基本的実体となって再現する材料及び部品の費用である。 (部品の例) 潤滑油、作動油、各種軸受（ベアリング、ピローユニット等）、水密ゴム、オイルシール、各種ストレーナ、各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェーン、スプロケット、ボルト・ナット、弁及び管継手等</p> <p>2) 補助材料費 設備の点検・整備に際して補助的に消費され、作業過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用である。 (補助材料の例) 接着材料、ハンダ、油脂類（洗浄油、雑油等で潤滑油及び作動油を除く。ただし、軸受給油等の少量の油脂類は含む。）、くぎ、ウェス、サンドペーパー、筆塗程度の塗料等。</p> <p>(2) 直接経費 点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費に要する費用である。 1) 水道光熱電力料 点検・整備を実施するために必要とする電力料等である。 2) 機械経費 設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費及び仮設材の損料の合計額である。 3) 特別経費 点検・整備に係る材料分析等に必要とする特別費用である。</p> <p>(3) 直接労務費 点検・整備に直接従事する作業員に対して支払われる賃金である。 (直接工の例) 点検整備工、普通作業員等 点検整備工……直接点検整備に従事する工具 普通作業員等…設備周辺の除草、排泥、清掃等を行う現地採用の作業員</p> <p>(4) 塗装費 点検・整備に伴う部分的な補修塗装に要する費用である。</p> <p>(5) 共通仮設費 1) 運搬費 点検・整備に使用する機械器具、仮設材（足場等）の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費用である。 2) 派遣費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び日当、宿泊費、賃金、間接費である。 3) 宿泊費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。</p>	<p>3 点検・整備費の費目 点検・整備に係る積算の各費目は、次のとおりとする。</p> <p>3-1 点検・整備原価 (1) 材料費 1) 直接材料費設備の点検・整備に際して直接消費され、原則として設備の基本的実体となって再現する材料及び部品の費用である。 (部品の例) 潤滑油、作動油、各種軸受（ベアリング、ピローユニット等）、水密ゴム、オイルシール、各種ストレーナ、各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェーン、スプロケット、ボルト・ナット、弁及び管継手等</p> <p>2) 補助材料費設備の点検・整備に際して補助的に消費され、作業過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用である。 (補助材料の例) 接着材料、ハンダ、油脂類（洗浄油、雑油等で潤滑油及び作動油を除く。ただし、軸受給油等の少量の油脂類は含む。）、くぎ、ウェス、サンドペーパー、筆塗程度の塗料等。</p> <p>(2) 直接経費 点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費に要する費用である。 1) 水道光熱電力料 点検・整備を実施するために必要とする電力料等である。 2) 機械経費 設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費及び仮設材の損料の合計額である。 3) 特別経費 点検・整備に係る材料分析等に必要とする特別費用である。</p> <p>4) 交通管理費 設備の点検・整備を実施するために必要とする交通管理等に要する費用である。</p> <p>(3) 直接労務費 点検・整備に直接従事する作業員に対して支払われる賃金である。 (直接工の例) 点検整備工、普通作業員等点検整備工……直接点検整備に従事する工具 普通作業員等…設備周辺の除草、排泥、清掃等を行う現地採用の作業員</p> <p>(4) 塗装費 点検・整備に伴う部分的な補修塗装に要する費用である。</p> <p>(5) 共通仮設費 1) 運搬費 点検・整備に使用する機械器具、仮設材（足場等）の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費用である。 2) 派遣費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び日当、賃金、間接費である。 3) 宿泊費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。</p>

→  
**追加**



積算基準〔6 機械・電気通信設備〕（平成27年10月30日以降適用）

改定対照表

頁	改定前	改定後（平成28年4月1日以降適用）
<p>第20章 機械設備点検 ①一般共通 3 点検・整備費の費目 IX-20-4</p>	<p>4) 安全費 当該業務の安全施工に必要な交通管理、安全管理及び安全施設等に要する費用である。</p> <p>5) 技術管理費 点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。</p> <p>(6) 現場管理費 点検・整備に当って、現場を管理するために必要な経費である。 「現場管理費」の項目は、現地採用の作業員の労務管理費、法定福利費、作業員の安全訓練費、工場・発注者・本店への電話料、郵便料等、点検・整備に直接使用しない光熱水道料、保険料、現場での交際費、雑費等</p> <p>(7) 点検整備間接費 点検整備工を派遣する会社の点検整備部門を管理運営するために要する費用である。 「点検整備間接費」の項目は、間接工・管理業務者（管理技術者を含む）の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、退職金、旅費交通費、会議費、交際費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、図書費、不動産賃借料、保険料、租税公課、事務用品費、雑費等</p> <p>3-2 一般管理費等 「一般管理費（企業全体の管理運営及び財務処理等のために要する費用）」及び「付加利益」である。 「一般管理費」の項目は、役員給与、従業員の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、福利厚生費、退職金、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、交際費、不動産賃借料、保険料、減価償却費、動力用水光熱費、調査研究費、寄附金、租税公課、広告宣伝費、契約保証費、雑費等 「付加利益」の項目は、法人税、都道府県民税、市町村民税、株主配当金、役員賞与、内部留保金、支払利息割引料、支払保証料、その他営業外費用等</p> <p>3-3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等である。</p> <p>3-4 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。</p>	<p>4) 安全費 当該業務の安全施工に必要な安全管理及び安全施設等に要する費用である。</p> <p>5) 技術管理費 点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。</p> <p>(6) 現場管理費 点検・整備に当って、現場を管理するために必要な経費である。 「現場管理費」の項目は、現地採用の作業員の労務管理費、法定福利費、作業員の安全訓練費、工場・発注者・本店への電話料、郵便料等、点検・整備に直接使用しない光熱水道料、保険料、現場での交際費、雑費等</p> <p>(7) 点検整備間接費 点検整備工を派遣する会社の点検整備部門を管理運営するために要する費用である。 「点検整備間接費」の項目は、間接工・管理業務者（管理技術者を含む）の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、退職金、旅費交通費、会議費、交際費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、図書費、不動産賃借料、保険料、租税公課、事務用品費、雑費等</p> <p>3-2 一般管理費等 「一般管理費（企業全体の管理運営及び財務処理等のために要する費用）」及び「付加利益」である。 「一般管理費」の項目は、役員給与、従業員の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、福利厚生費、退職金、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、交際費、不動産賃借料、保険料、減価償却費、動力用水光熱費、調査研究費、寄附金、租税公課、広告宣伝費、契約保証費、雑費等 「付加利益」の項目は、法人税、都道府県民税、市町村民税、株主配当金、役員賞与、内部留保金、支払利息割引料、支払保証料、その他営業外費用等</p> <p>3-3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等である。</p> <p>3-4 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。</p>



頁	改定前	改定後（平成28年4月1日以降適用）																																																																								
第20章 機械設備点検 ①一般共通 4 点検・整備費の積算 IX-20-5	<p>4 点検・整備費の積算</p> <p>点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>4-1 点検・整備原価</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。</p> <p>(ハ) 単価は、「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(点検整備工費)×(補助材料費率)とする。</p> <p>(ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する労務費とする。</p> <p>(ハ) 補助材料費率は、表-20・1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-20・1 補助材料費率 (96)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">機 械 設 備 名</th> <th>補 助 材 料 費 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用水門設備</td> <td>河川用水門・堰設備</td> <td>鋼製ゲート</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゴム引布製起伏ゲート</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>極門極管ゲート</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム用水門設備</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トンネル換気設備</td> <td>送(排)風機</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ジェットファン</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非常用施設</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路排水設備</td> <td></td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 直接経費</p> <p>1) 直接経費の積算は、[(点検整備工費)×(直接経費率)+(積上げ積算による直接経費)]とする。</p> <p>2) 直接経費率による直接経費は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 基地又は宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等。</p> <p>(ロ) 点検・整備に必要な各種計測機器。</p> <p>3) 直接経費率は、表-20・2によるものとする。</p> <p>4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>(イ) 高所作業車、発動発電機(排出ガス対策型)、洗浄機等の損料、及び仮設材(足場等)の損料とする。</p> <p>(ロ) 水道光熱電力料及び特別経費。</p> <p>(ハ) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金等の資料により決定するものとする。なお、機械経費は、「積算基準〔5 建設機械損料表〕」等によるものとする。</p> <div style="border: 1px solid red; width: 150px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>	機 械 設 備 名		補 助 材 料 費 率	河川用水門設備	河川用水門・堰設備	鋼製ゲート	4		ゴム引布製起伏ゲート	4		極門極管ゲート	3	ダム用水門設備			4	揚排水ポンプ設備			3	トンネル換気設備	送(排)風機		2	ジェットファン		2	非常用施設			2	道路排水設備			2	<p>4 点検・整備費の積算</p> <p>点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>4-1 点検・整備原価</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。</p> <p>(ハ) 単価は、「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(点検整備工費)×(補助材料費率)とする。</p> <p>(ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する労務費とする。</p> <p>(ハ) 補助材料費率は、表-20・1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-20・1 補助材料費率 (96)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">機 械 設 備 名</th> <th>補 助 材 料 費 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用水門設備</td> <td>河川用水門・堰設備</td> <td>鋼製ゲート</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゴム引布製起伏ゲート</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>極門極管ゲート</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム用水門設備</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トンネル換気設備</td> <td>送(排)風機</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ジェットファン</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非常用施設</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路排水設備</td> <td></td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 直接経費</p> <p>1) 直接経費の積算は、[(点検整備工費)×(直接経費率)+(積上げ積算による直接経費)]とする。</p> <p>2) 直接経費率による直接経費は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 基地又は宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等。</p> <p>(ロ) 点検・整備に必要な各種計測機器。</p> <p>3) 直接経費率は、表-20・2によるものとする。</p> <p>4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>(イ) 高所作業車、発動発電機(排出ガス対策型)、洗浄機等の損料、及び仮設材(足場等)の損料とする。</p> <p>(ロ) 水道光熱電力料及び特別経費。</p> <p>(ハ) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金等の資料により決定するものとする。なお、機械経費は、「積算基準〔5 建設機械損料表〕」等によるものとする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                 (二) 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用             </div>	機 械 設 備 名		補 助 材 料 費 率	河川用水門設備	河川用水門・堰設備	鋼製ゲート	4		ゴム引布製起伏ゲート	4		極門極管ゲート	3	ダム用水門設備			4	揚排水ポンプ設備			3	トンネル換気設備	送(排)風機		2	ジェットファン		2	非常用施設			2	道路排水設備			2
	機 械 設 備 名		補 助 材 料 費 率																																																																							
河川用水門設備	河川用水門・堰設備	鋼製ゲート	4																																																																							
		ゴム引布製起伏ゲート	4																																																																							
		極門極管ゲート	3																																																																							
ダム用水門設備			4																																																																							
揚排水ポンプ設備			3																																																																							
トンネル換気設備	送(排)風機		2																																																																							
	ジェットファン		2																																																																							
非常用施設			2																																																																							
道路排水設備			2																																																																							
機 械 設 備 名		補 助 材 料 費 率																																																																								
河川用水門設備	河川用水門・堰設備	鋼製ゲート	4																																																																							
		ゴム引布製起伏ゲート	4																																																																							
		極門極管ゲート	3																																																																							
ダム用水門設備			4																																																																							
揚排水ポンプ設備			3																																																																							
トンネル換気設備	送(排)風機		2																																																																							
	ジェットファン		2																																																																							
非常用施設			2																																																																							
道路排水設備			2																																																																							
	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; font-size: 24px; font-weight: bold; color: red;">                     新 規                 </div>																																																																									

**積算基準 市版（運用歩掛）〔1一般土木〕（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁

現 行

改 定 （平成28年4月1日以降適用）

1-3

② 間接工事費

1. 共通仮設費

1-1 間接工事費の対象額の運用について

「積算基準〔1 一般土木〕 第I編 総則 第2章 ②間接工事費」のほか、下記の「間接工事費等の項目別対象表（運用歩掛）」による。ただし、積算基準の体系及び間接工事費等率によらないなど、個々の製品について疑義がある場合は、個別の判断が必要となることに留意すること。

**間接工事費等の項目別対象表（運用歩掛）**

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	備考
鋼製スリットダム（砂防）	×	×	○	鋼橋門扉等工場原価（注）1
雪崩減勢工・雪崩防護工の工場で製作する鋼製構造物	×	×	○	鋼橋門扉等工場原価（注）1
高欄（購入品）	○	○	○	一般材料費（注）2
デザイン高欄（購入品）	○	○	○	一般材料費
一般照明柱	○	○	○	材料（積算基準6 VII-2-5）
照明器具（LEDを除く）	○	○	○	材料（積算基準6 VII-2-5）
照明器具（LED）	×	○	○	材料（積算基準6 VII-2-5）
デザインポール（柱）	×	×	○	鋼構造製作物（積算基準6 VII-2-5）
デザインポール機器費	×	×	×	機器（積算基準6 VII-2-5）
現場で組立のある看板等	×	○	○	大型遊具（桁等購入費）に準じる
現場で組立のない看板等	×	×	○	鋼構造製作物に準じる

(注) 1. 積算基準6により積算できるが、物価資料等に単価が掲載されている場合は、物価資料等の単価により積算し、鋼橋門扉等工場原価扱いとし、一般管理費のみ対象とする。  
 2. 物価資料等に掲載されている規格品等以外で、発注者仕様により個別製作するようなデザイン高欄の場合は、「鋼橋門扉等工場製作原価」扱いとし、一般管理費のみ対象とする。

1-2 「Made in 新潟」の間接工事費の対象額の運用について

詳細については、平成22年4月21日付け技第414号「Made in 新潟 新技術等の設計積算方法の変更について（通知）」を参照すること。

削除

② 間接工事費

1. 共通仮設費

1-1 間接工事費の対象額の運用について

「積算基準〔1 一般土木〕 第I編 総則 第2章 ②間接工事費」のほか、下記の「間接工事費等の項目別対象表（運用歩掛）」による。ただし、積算基準の体系及び間接工事費等率によらないなど、個々の製品について疑義がある場合は、個別の判断が必要となることに留意すること。

**間接工事費等の項目別対象表（運用歩掛）**

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	備考
鋼製スリットダム（砂防）	×	×	○	鋼橋門扉等工場原価（注）1
雪崩減勢工・雪崩防護工の工場で製作する鋼製構造物	×	×	○	鋼橋門扉等工場原価（注）1
高欄（購入品）	○	○	○	一般材料費（注）2
デザイン高欄（購入品）	○	○	○	一般材料費
一般照明柱	○	○	○	材料（積算基準6 VII-2-5）
照明器具（LEDを除く）	○	○	○	材料（積算基準6 VII-2-5）
照明器具（LED）	×	○	○	材料（積算基準6 VII-2-5）
デザインポール（柱）	×	×	○	鋼構造製作物（積算基準6 VII-2-5）
デザインポール機器費	×	×	×	機器（積算基準6 VII-2-5）
現場で組立のある看板等	×	○	○	大型遊具（桁等購入費）に準じる
現場で組立のない看板等	×	×	○	鋼構造製作物に準じる

(注) 1. 積算基準6により積算できるが、物価資料等に単価が掲載されている場合は、物価資料等の単価により積算し、鋼橋門扉等工場原価扱いとし、一般管理費のみ対象とする。  
 2. 物価資料等に掲載されている規格品等以外で、発注者仕様により個別製作するようなデザイン高欄の場合は、「鋼橋門扉等工場製作原価」扱いとし、一般管理費のみ対象とする。

**積算基準 市版（運用歩掛）〔2 調査関係〕（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表**

頁	現 行	改 定 (平成28年4月1日以降適用)																																															
参1-1-2	(なし)	<table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">頁</th> <th align="center">読み替え前</th> <th align="center">読み替え後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">設計業務等標準積算基準書</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準</td> </tr> <tr> <td align="center">1-1-2</td> <td align="center">なし</td> <td> <p>「第1節 1-3-2 1. 測量作業費(1) 直接測量費④ 直接経費」に下記を追加する。</p> <p>(e) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。</p> </td> </tr> <tr> <td align="center">1-1-9</td> <td align="center">なし</td> <td> <p>「第1節」 に下記を追加する。</p> <p>1-6 電子成果品作成費 「測量成果電子納品要領(案)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、これによりがたい場合は別途計上する。</p> <p>電子成果品作成費(千円) = <math>2.3 \times 0.44</math> ただし、x : 直接人件費(千円)</p> <p>(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限: 170千円, 下限: 10千円とする。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準</td> </tr> <tr> <td align="center">2-1-5</td> <td align="center">(省略)</td> <td> <p>「別表第1 (1) 諸経费率標準値」を下表により読み替える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">対 象 額</th> <th align="center">100万円以下</th> <th align="center">100万円を超え3000万円以下</th> <th align="center">3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">適用区分等</td> <td align="center">下記の率とする</td> <td align="center">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td align="center">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td align="center">A</td> <td align="center">b</td> </tr> <tr> <td align="center">率又は変数値</td> <td align="center">57.2%</td> <td align="center">300.01</td> <td align="center">-0.12</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td align="center">38.0%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 第2節 洪水痕跡調査業務</td> </tr> <tr> <td align="center">4-1-2</td> <td align="center">なし</td> <td> <p>「第2節 2-3 (1) 直接測量費 4) 直接経費」に下記を追加する。</p> <p>④ 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	頁	読み替え前	読み替え後	設計業務等標準積算基準書			第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準			1-1-2	なし	<p>「第1節 1-3-2 1. 測量作業費(1) 直接測量費④ 直接経費」に下記を追加する。</p> <p>(e) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。</p>	1-1-9	なし	<p>「第1節」 に下記を追加する。</p> <p>1-6 電子成果品作成費 「測量成果電子納品要領(案)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、これによりがたい場合は別途計上する。</p> <p>電子成果品作成費(千円) = <math>2.3 \times 0.44</math> ただし、x : 直接人件費(千円)</p> <p>(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限: 170千円, 下限: 10千円とする。</p>	第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準			2-1-5	(省略)	<p>「別表第1 (1) 諸経费率標準値」を下表により読み替える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">対 象 額</th> <th align="center">100万円以下</th> <th align="center">100万円を超え3000万円以下</th> <th align="center">3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">適用区分等</td> <td align="center">下記の率とする</td> <td align="center">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td align="center">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td align="center">A</td> <td align="center">b</td> </tr> <tr> <td align="center">率又は変数値</td> <td align="center">57.2%</td> <td align="center">300.01</td> <td align="center">-0.12</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td align="center">38.0%</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下	3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする			A	b	率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12				38.0%	第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 第2節 洪水痕跡調査業務			4-1-2	なし	<p>「第2節 2-3 (1) 直接測量費 4) 直接経費」に下記を追加する。</p> <p>④ 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。</p>
頁	読み替え前	読み替え後																																															
設計業務等標準積算基準書																																																	
第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準																																																	
1-1-2	なし	<p>「第1節 1-3-2 1. 測量作業費(1) 直接測量費④ 直接経費」に下記を追加する。</p> <p>(e) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。</p>																																															
1-1-9	なし	<p>「第1節」 に下記を追加する。</p> <p>1-6 電子成果品作成費 「測量成果電子納品要領(案)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、これによりがたい場合は別途計上する。</p> <p>電子成果品作成費(千円) = <math>2.3 \times 0.44</math> ただし、x : 直接人件費(千円)</p> <p>(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限: 170千円, 下限: 10千円とする。</p>																																															
第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準																																																	
2-1-5	(省略)	<p>「別表第1 (1) 諸経费率標準値」を下表により読み替える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">対 象 額</th> <th align="center">100万円以下</th> <th align="center">100万円を超え3000万円以下</th> <th align="center">3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">適用区分等</td> <td align="center">下記の率とする</td> <td align="center">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td align="center">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td align="center">A</td> <td align="center">b</td> </tr> <tr> <td align="center">率又は変数値</td> <td align="center">57.2%</td> <td align="center">300.01</td> <td align="center">-0.12</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td align="center">38.0%</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下	3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする			A	b	率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12				38.0%																											
対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下	3000万円を超えるもの																																														
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																														
		A	b																																														
率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12																																														
			38.0%																																														
第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 第2節 洪水痕跡調査業務																																																	
4-1-2	なし	<p>「第2節 2-3 (1) 直接測量費 4) 直接経費」に下記を追加する。</p> <p>④ 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。</p>																																															

頁

改定前

改定後（平成28年4月1日以降適用）

第2編 測量業務 第4章 道路台帳補正

参2-4-1

第4章 道路台帳補正（参考資料）

第1節 道路台帳補正

1-1 適用範囲

- (1)一般国道(指定区間除く)及び県道に係る道路法(昭和27年法律第180号)第28条に規定する道路台帳の補正を行う場合に適用する。
(2)作業内容については、「新潟県道路台帳補正要領」による。

1-2 標準歩掛

1-2-1 道路台帳補正標準歩掛

Table with columns: 測量区分, 作業工程, 所要日数, 作業区分(内外業区分), 編成, 延べ日数, 機械費率, 材料費率. Includes detailed breakdown of road ledger correction tasks and associated costs.

1-2-2 精度管理費係数 0.09(境界標設置は0.02)(現地測量は0.05)

1-3 歩掛の補正

1-3-1 適用方法

- (1)新規に道路台帳を整備する場合は、標準歩掛を適用し、地境、補正延長、補正幅及び交通量の補正を必要に応じて行うこと。
(2)既に作成してある道路台帳を補正する場合は、補正起因別に必要な作業を選び、各補正を行うこと。
(3)補正方法
直接作業費=標準単価×(1+Σ補正值)

参2-4-1

第4章 道路台帳補正（参考資料）

第1節 道路台帳補正

1-1 適用範囲

- (1)一般国道(指定区間除く)及び県道に係る道路法(昭和27年法律第180号)第28条に規定する道路台帳の補正を行う場合に適用する。
(2)作業内容については、「新潟県道路台帳補正要領」による。

1-2 標準歩掛

1-2-1 道路台帳補正標準歩掛

Table with columns: 工種区分, 作業工程, 所要日数, 作業区分(内外業区分), 編成, 延べ日数, 機械費率, 材料費率. Includes detailed breakdown of road ledger correction tasks and associated costs.

1-2-2 精度管理費係数 0.09(境界標設置は0.02)(現地測量は0.05)

1-3 歩掛の補正

1-3-1 適用方法

- (1)新規に道路台帳を整備する場合は、標準歩掛を適用し、地境、補正延長、補正幅及び交通量の補正を必要に応じて行うこと。
(2)既に作成してある道路台帳を補正する場合は、補正起因別に必要な作業を選び、各補正を行うこと。
(3)補正方法
直接作業費=標準単価×(1+Σ補正值)

参2-4-1



1-3-2 補正起因別による作業種別毎の補正值

作業種別	境界標設置	台帳基準点設置	現況測量	現況基準点設置 数値化	台帳 現況 調査	道路台帳 用途 数値化	入力票 作成	補償
新規作成(標準)	0	0	0	0	0	0	0	
道路構造の変更	0	0	-0.2	0	0	0	0	道路の用途転換を行う工事 (改良、歩道、橋梁架替等)
道路付属物の変更(I)	0	0	-0.5	0	0	0	-0.6	道路の用途転換を行う工事 (改良、歩道、橋梁架替等)
道路付属物の変更(II)	0	0	-0.7	0	0	0	-0.8	道路の用途転換を行う工事 (改良、歩道、橋梁架替等)
道路付属物の変更(III)	0	0	-0.3	0	0	0	-0.4	道路の用途転換を行う工事 (改良、歩道、橋梁架替等)
経年変化に伴う 異変し	0	0	-0.6	0	0	0	-0.8	道路の用途転換を行う工事 (改良、歩道、橋梁架替等)
管理移管に伴う 等級降格の補正	0	0	-0.7	0	-0.5	0	0	国、市町村からの移管等
路線再編成に 伴う補正	0	0	0	0	0	0	-0.8	路線の再編成、起終点の変更等
道路台帳整備に よる補正	0	0	0	0	-0.3	0	0	縮尺の変更(1/1000→1/500)等
現況台帳マイ ナー更新の数値化	0	0	0	0	0	0	0	

備考 道路台帳調査に補正のない場合は、入力票作成は計上しない。

1-3-3 地域による補正值

地域	市街地	都市 近郊	耕地 原野	森林
補正值	+1.0	+0.6	0.0	+0.5

備考 境界標設置、現地測量、台帳現況調査に適用する。

1-3-4 補正延長による補正值

補正延長	500m 以上	200mを 越え500m未 満	200m	100mを 越え200m未 満	100m 以下
補正值	0.0	$0.5/300 \times (500 - X)$ (小数第3位四捨五入)	+0.5	$0.5/100 \times (200 - X) + 0.5$ (小数第3位四捨五入)	+1.0

備考 1.境界標設置、台帳基準点設置、平面図及び道路台帳附図の数値化を除く作業種別に対して適用する。  
2.複数箇所での補正の場合は、平均延長により補正值を求めること。  
3.複数箇所とは離れた箇所をまとめて補正する場合であり、補正起因や路線が異なっても箇所が連続する場合は総延長により補正值を求める。

変更

新規

変更

1-3-2 補正起因別による工種区分別の補正值

工種区分	境界標設置	台帳基準点設置	現況測量	現況基準点設置 数値化	台帳 現況 調査	道路台帳 用途 数値化	入力票 作成	補償
新規作成(標準)	0	0	0	0	0	0	0	
道路構造の変更	0	0	-0.2	0	0	0	0	道路の用途転換を行う工事 (改良、歩道、橋梁架替等)
道路付属物の変更(I)	0	0	-0.5	0	0	0	-0.6	道路の用途転換を行う工事 (改良、歩道、橋梁架替等)
道路付属物の変更(II)	0	0	-0.7	0	0	0	-0.8	道路の用途転換を行う工事 (改良、歩道、橋梁架替等)
道路付属物の変更(III)	0	0	-0.3	0	0	0	-0.4	道路の用途転換を行う工事 (改良、歩道、橋梁架替等)
経年変化に伴う 異変し	0	0	-0.5	0	0	0	-0.8	道路の用途転換を行う工事 (改良、歩道、橋梁架替等)
管理移管に伴う 等級降格の補正	0	0	-0.7	0	-0.5	0	0	国、市町村からの移管等
路線再編成に 伴う補正	0	0	0	0	0	0	-0.8	路線の再編成、起終点の変更等
道路台帳整備に よる補正	0	0	0	0	-0.3	0	0	縮尺の変更(1/1000→1/500)等
現況台帳マイ ナー更新の数値化	0	0	0	0	0	0	0	

備考 道路台帳調査に補正のない場合は、入力票作成は計上しない。

1-3-3 地域による補正值

地域	市街地・ 近郊	都市 近郊	耕地 原野	森林
補正值	+1.0	+0.6	0.0	+0.5

備考 境界標設置、現地測量、台帳現況調査に適用する。

1-3-4 補正延長による補正值

補正延長	500m 以上	200mを 越え500m未 満	200m	100mを 越え200m未 満	100m 以下
補正值	0.0	$0.5/300 \times (500 - X)$ (小数第3位四捨五入)	+0.5	$0.5/100 \times (200 - X) + 0.5$ (小数第3位四捨五入)	+1.0

備考 1.現地測量、台帳現況調査、入力票作成に適用する。  
2.複数箇所での補正の場合は、平均延長により補正值を求めること。  
3.複数箇所とは離れた箇所をまとめて補正する場合であり、補正起因や路線が異なっても箇所が連続する場合は総延長により補正值を求める。

※Xは補正延長(0.1m単位)

変更

新規

変更

第2編  
測量業務  
第4章  
道路台帳  
補正  
参2-4-3

1-3-5 補正幅による補正值

補正幅	30m以上	30m未満
補正值	0	-0.3

備考 1.補正起因が道路構造の変更の場合にのみ適用する。

2.境界標設置、台帳基準点設置、平面図及び道路台帳附図の数値化、入力票作成を除く作業種別に対して適用する。

1-3-6 現道上の補正值

交通量	現地条件	補正值	
交通量	3,000台以上/12時間	+0.2	かなり影響をうける。
	1,000台以上～3,000台未満/12時間	+0.1	ある程度影響をうける。
	0～1,000台未満/12時間	0	影響をうけやすい。

備考 1.境界標設置、現地測量、台帳現況調査に適用する。

1-3-7 補正率適用表

種類 工種区分	地域	補正延長	補正幅 (道路構造 の変更だけ)	交通量
境界標設置	○			○
台帳基準点設置				
現地測量	○	○	○	○
現況平面図数値化				
台帳現況調査	○	○	○	○
道路台帳附図数値化				
入力票作成		○		

1-4 補正審査費（単価表による）

審査延長(L/30m)	0.1km未満	0.1km以上 0.2km未満	0.2km以上 0.5km未満	0.5km以上
審査費(円)	一箇所 たり単価	同左	同左	1km当たり単価×L (千円未満切捨)

備考 1.道路台帳調査に補正のない場合は、計上しない。

2.複数箇所をまとめて補正する場合は、路線毎の合計審査延長により審査費を計上する。

1-5 工期

補正審査費を除く委託設計額により工期を求め、補正審査分を10～14日付加する。

1-3-5 補正幅による補正值

補正幅	30m以上	30m未満
補正值	0	-0.3

備考 1.補正起因が道路構造の変更の場合にのみ適用する。

2.現地測量、台帳現況調査に適用する。

1-3-6 現道上の補正值

交通量	現地条件	補正值	
交通量	3,000台以上/12時間	+0.2	かなり影響をうける。
	1,000台以上～3,000台未満/12時間	+0.1	ある程度影響をうける。
	0～1,000台未満/12時間	0	影響をうけやすい。

備考 1.現地踏査、境界標設置、現地測量、台帳現況調査に適用する。

1-3-7 図面縮尺による補正值

図面縮尺	1/500	1/1000
補正值	0	-0.5

備考 1.平面図及び道路台帳附図の数値化に対して適用する。

1-3-8 補正率適用表

種類 工種区分	地域	補正延長	補正幅 (道路構造 の変更だけ)	交通量	図面縮尺
現地踏査	○			○	
境界標設置	○			○	
台帳基準点設置					
現地測量	○	○	○	○	
現況平面図数値化					○
台帳現況調査	○	○	○	○	
道路台帳附図数値化					○
入力票作成		○			

1-4 補正審査費（単価表による）


審査延長(L/30m)	0.1km未満	0.1km以上 0.2km未満	0.2km以上 0.5km未満	0.5km以上
審査費(円)	一箇所 たり単価	同左	同左	1km当たり単価×L (千円未満切捨)

備考 1.道路台帳調査に補正のない場合は、計上しない。


2.複数箇所をまとめて補正する場合は、路線毎の合計審査延長により審査費を計上する。

1-5 工期

補正審査費を除く委託設計額により工期を求め、補正審査分を10～14日付加する。

頁	改定前		改定後（平成28年4月1日以降適用）																																																																																						
第3編 地質調査 第2章 地質調査 運用  参3-2-1	第2章 地質調査運用(参考資料) 第7節 地すべり調査 7-1. ボーリング孔保孔管設置 30m当り		第2章 地質調査運用(参考資料) 第7節 地すべり調査 7-1. ボーリング孔保孔管設置 30m当り																																																																																						
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称 (人件費)</th> <th>品質</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td>継手手間</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.2</td> <td rowspan="3" style="border: 2px solid red;">別表-1により加工長を計上</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>スレー加工</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>挿入手間</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(材料費)</td> </tr> <tr> <td>保孔管</td> <td>塩ビパイプ</td> <td>φ40mm</td> <td>本</td> <td>7.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>継手</td> <td>ワット</td> <td></td> <td>本</td> <td>7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①本表は硬質塩化ビニール管に使用する。 ガス管使用の場合は別途積算のこと。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">②呼径別の作業手間は別表-1による。</p>	名称 (人件費)	品質	規格	単位	数量	適用	普通作業員	継手手間		人	0.2	別表-1により加工長を計上	普通作業員	スレー加工		人		普通作業員	挿入手間		人	0.45	(材料費)						保孔管	塩ビパイプ	φ40mm	本	7.5		継手	ワット		本	7		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称 (人件費)</th> <th>品質</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td>継手手間</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.2</td> <td rowspan="3" style="border: 2px solid red;">別表-1により加工長分を計上</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>スレー加工</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>挿入手間</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(材料費)</td> </tr> <tr> <td>保孔管</td> <td>塩ビパイプ</td> <td>φ40mm</td> <td>本</td> <td>7.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>継手</td> <td>ワット</td> <td></td> <td>本</td> <td>7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①本表は硬質塩化ビニール管に使用する。 ガス管使用の場合は別途積算のこと。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">②呼径VP40以外の保孔管を使用の場合は、別表-1による。</p>	名称 (人件費)	品質	規格	単位	数量	適用	普通作業員	継手手間		人	0.2	別表-1により加工長分を計上	普通作業員	スレー加工		人		普通作業員	挿入手間		人	0.45	(材料費)						保孔管	塩ビパイプ	φ40mm	本	7.5		継手	ワット		本	7								
名称 (人件費)	品質	規格	単位	数量	適用																																																																																				
普通作業員	継手手間		人	0.2	別表-1により加工長を計上																																																																																				
普通作業員	スレー加工		人																																																																																						
普通作業員	挿入手間		人	0.45																																																																																					
(材料費)																																																																																									
保孔管	塩ビパイプ	φ40mm	本	7.5																																																																																					
継手	ワット		本	7																																																																																					
名称 (人件費)	品質	規格	単位	数量	適用																																																																																				
普通作業員	継手手間		人	0.2	別表-1により加工長分を計上																																																																																				
普通作業員	スレー加工		人																																																																																						
普通作業員	挿入手間		人	0.45																																																																																					
(材料費)																																																																																									
保孔管	塩ビパイプ	φ40mm	本	7.5																																																																																					
継手	ワット		本	7																																																																																					
	別表-1 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼径</th> <th rowspan="2">形状寸法 外径(mm)×厚(mm)×長(m)</th> <th colspan="3">別表-1</th> </tr> <tr> <th>スレー加工 10m当り</th> <th>継手手間 10ヶ所当り</th> <th>挿入手間 10m当り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VP40</td> <td>48×4×4</td> <td>0.22</td> <td>0.28</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>VP50</td> <td>65×4.5×4</td> <td>0.24</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>VP65</td> <td>76×4.5×4</td> <td>0.24</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>VP75</td> <td>89×5.8×4</td> <td>0.26</td> <td>0.32</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>VP100</td> <td>114×7×4</td> <td>0.28</td> <td>0.35</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>①硬質塩化ビニールパイプはJISK-6741に規定されるものを使用のこと。</p>	呼径	形状寸法 外径(mm)×厚(mm)×長(m)	別表-1			スレー加工 10m当り	継手手間 10ヶ所当り	挿入手間 10m当り	VP40	48×4×4	0.22	0.28	0.15	VP50	65×4.5×4	0.24	0.30	0.20	VP65	76×4.5×4	0.24	0.30	0.20	VP75	89×5.8×4	0.26	0.32	0.25	VP100	114×7×4	0.28	0.35	0.30		別表-1 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼径</th> <th rowspan="2">形状寸法 外径(mm)×厚(mm)×長(m)</th> <th colspan="3">別表-1</th> </tr> <tr> <th>スレー加工 10m当り</th> <th>継手手間 10ヶ所当り</th> <th>挿入手間 10m当り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VP40</td> <td>48×4×4</td> <td>0.22</td> <td>0.28</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>VP50</td> <td>65×4.5×4</td> <td>0.24</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>VP65</td> <td>76×4.5×4</td> <td>0.24</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>VP75</td> <td>89×5.8×4</td> <td>0.26</td> <td>0.32</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>VP100</td> <td>114×7×4</td> <td>0.28</td> <td>0.35</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>①硬質塩化ビニールパイプはJISK-6741に規定されるものを使用のこと。</p>	呼径	形状寸法 外径(mm)×厚(mm)×長(m)	別表-1			スレー加工 10m当り	継手手間 10ヶ所当り	挿入手間 10m当り	VP40	48×4×4	0.22	0.28	0.15	VP50	65×4.5×4	0.24	0.30	0.20	VP65	76×4.5×4	0.24	0.30	0.20	VP75	89×5.8×4	0.26	0.32	0.25	VP100	114×7×4	0.28	0.35	0.30																				
呼径	形状寸法 外径(mm)×厚(mm)×長(m)			別表-1																																																																																					
		スレー加工 10m当り	継手手間 10ヶ所当り	挿入手間 10m当り																																																																																					
VP40	48×4×4	0.22	0.28	0.15																																																																																					
VP50	65×4.5×4	0.24	0.30	0.20																																																																																					
VP65	76×4.5×4	0.24	0.30	0.20																																																																																					
VP75	89×5.8×4	0.26	0.32	0.25																																																																																					
VP100	114×7×4	0.28	0.35	0.30																																																																																					
呼径	形状寸法 外径(mm)×厚(mm)×長(m)	別表-1																																																																																							
		スレー加工 10m当り	継手手間 10ヶ所当り	挿入手間 10m当り																																																																																					
VP40	48×4×4	0.22	0.28	0.15																																																																																					
VP50	65×4.5×4	0.24	0.30	0.20																																																																																					
VP65	76×4.5×4	0.24	0.30	0.20																																																																																					
VP75	89×5.8×4	0.26	0.32	0.25																																																																																					
VP100	114×7×4	0.28	0.35	0.30																																																																																					
	7-2. 自記水位計観測 1基1回当り		7-2. 自記水位計観測 1基1回当り																																																																																						
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(人件費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td>人</td> <td>(0.07)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(材料費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用紙代</td> <td>枚</td> <td>(-)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>式</td> <td>(1.0)</td> <td rowspan="2">人件費の1%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>(機械器具損料)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水位計</td> <td>日</td> <td>(0.07)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①( )は携帯用触針式水位観測に使用。 ②本表は1日実働時間7時間、1基1回観測時間30(15)分、次の観測地までの平均移動時間15(15)分、合計45(30)分必要を標準とした歩掛である。 ③平均移動時間については、各現場により非常に異なるので、実際の所要時間とする。 ④本表はフロートを上げ、水位の確認計測を含む。</p>	名称	単位	数量	適用	(人件費)				主任地質調査員	人	(0.07)		(材料費)				用紙代	枚	(-)				0.1		消耗品費	式	(1.0)	人件費の1%以内			1.0	(機械器具損料)				水位計	日	(0.07)				7.0			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(人件費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td>人</td> <td>(0.07)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(材料費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用紙代</td> <td>枚</td> <td>(-)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>式</td> <td>(1.0)</td> <td rowspan="2">人件費の1%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>(機械器具損料)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水位計</td> <td>日</td> <td>(0.07)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①( )は携帯用触針式水位観測に使用。 ②本表は1日実働時間7時間、1基1回観測時間30(15)分、次の観測地までの平均移動時間15(15)分、合計45(30)分必要を標準とした歩掛である。 ③平均移動時間については、各現場により非常に異なるので、実際の所要時間とする。 ④本表はフロートを上げ、水位の確認計測を含む。</p>	名称	単位	数量	適用	(人件費)				主任地質調査員	人	(0.07)		(材料費)				用紙代	枚	(-)				0.1		消耗品費	式	(1.0)	人件費の1%以内			1.0	(機械器具損料)				水位計	日	(0.07)				7.0	
名称	単位	数量	適用																																																																																						
(人件費)																																																																																									
主任地質調査員	人	(0.07)																																																																																							
(材料費)																																																																																									
用紙代	枚	(-)																																																																																							
		0.1																																																																																							
消耗品費	式	(1.0)	人件費の1%以内																																																																																						
		1.0																																																																																							
(機械器具損料)																																																																																									
水位計	日	(0.07)																																																																																							
		7.0																																																																																							
名称	単位	数量	適用																																																																																						
(人件費)																																																																																									
主任地質調査員	人	(0.07)																																																																																							
(材料費)																																																																																									
用紙代	枚	(-)																																																																																							
		0.1																																																																																							
消耗品費	式	(1.0)	人件費の1%以内																																																																																						
		1.0																																																																																							
(機械器具損料)																																																																																									
水位計	日	(0.07)																																																																																							
		7.0																																																																																							
	参3-2-1		参3-2-1																																																																																						



頁	改定前	改定後（平成28年4月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																				
第3編 地質調査 第2章 地質調査 運用  参3-2-2	<p>7-3. 自記水位計資料整理 1孔1ヶ月当り</p> <table border="1" data-bbox="347 335 929 438"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(人件費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査技師</td> <td>人</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(材料費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>式</td> <td>1.0</td> <td>人件費の1%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>①水位変動図作成及び簡単な考察程度までとする。                      ②携帯用触針式水位計使用の場合も本表による。                      ③触針式形態水位計で月10回以下の観測の場合は以下のとおりとする。                      資料整理単価（1孔1ヶ月当り）＝標準歩掛（1孔1ヶ月当り）／10×月の観測回数</p> <p>7-4. 簡易揚水試験 1回当り</p> <table border="1" data-bbox="347 590 1019 821"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(人件費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>(運転費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td></td> <td>L</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>(材料費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑品</td> <td></td> <td>式</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>(機械損料)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>真空ポンプ 口径59mm排気量2.5m<sup>3</sup>/min</td> <td>日</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>エンジン</td> <td>8PS</td> <td>日</td> <td>0.11</td> </tr> </tbody> </table> <p>①調査ボーリング孔を利用し、3m掘削毎に1回試験を行う。</p> <p>7-5. 簡易揚水試験資料整理 10回当り</p> <table border="1" data-bbox="347 949 1019 1061"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(人件費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(材料費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>用紙等</td> <td>式</td> <td>1.0</td> <td>人件費の1%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>①時間～水位回復曲線図作成及び土層の透水係数を求める。</p> <p>7-6. パイプ歪計および孔内傾斜計の資料整理（歩掛の補正）</p> <p>観測周期が適用範囲を越える場合（観測周期16日～31日）については、下記の補正行って積算する。                      補正後資料整理単価（1ヶ月あたり）＝標準歩掛／4</p>	名称	単位	数量	適用	(人件費)				地質調査技師	人	0.05		主任地質調査員	人	0.5		(材料費)				消耗品費	式	1.0	人件費の1%以内	名称	規格	単位	数量	(人件費)				地質調査技師		人	0.08	主任地質調査員		人	0.25	地質調査員		人	0.25	普通作業員		人	0.25	(運転費)				軽油		L	1.5	(材料費)				雑品		式	1.0	(機械損料)				ポンプ	真空ポンプ 口径59mm排気量2.5m <sup>3</sup> /min	日	0.11	エンジン	8PS	日	0.11	名称	規格	単位	数量	適用	(人件費)					地質調査技師		人	0.1		主任地質調査員		人	1.0		(材料費)					消耗品費	用紙等	式	1.0	人件費の1%以内	<p>7-3. 自記水位計資料整理 1孔1ヶ月当り</p> <table border="1" data-bbox="1310 335 1892 438"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(人件費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査技師</td> <td>人</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(材料費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>式</td> <td>1.0</td> <td>人件費の1%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>①水位変動図作成及び簡単な考察程度までとする。                      ②携帯用触針式水位計使用の場合も本表による。                      ③触針式形態水位計で月10回以下の観測の場合は以下のとおりとする。□                      資料整理単価（1孔1ヶ月当り）＝標準歩掛（1孔1ヶ月当り）／10×月の観測回数</p> <p>7-4. 簡易揚水試験 1回当り</p> <table border="1" data-bbox="1310 590 1982 821"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(人件費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>(運転費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td></td> <td>L</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>(材料費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑品(まるめ)</td> <td></td> <td>式</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>(機械損料)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>真空ポンプ 口径59mm排気量2.5m<sup>3</sup>/min</td> <td>日</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>エンジン</td> <td>8PS</td> <td>日</td> <td>0.11</td> </tr> </tbody> </table> <p>①調査ボーリング孔を利用し、3m掘削毎に1回試験を行う。                      ②揚水量がない場合は、1/4を乗じた歩掛を計上する。</p> <p>7-5. 簡易揚水試験資料整理 10回当り</p> <table border="1" data-bbox="1310 949 1982 1061"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(人件費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査技師</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(材料費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>用紙等</td> <td>式</td> <td>1.0</td> <td>人件費の1%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>①時間～水位回復曲線図作成及び土層の透水係数を求める。</p> <p>7-6. パイプ歪計および孔内傾斜計の資料整理（歩掛の補正）</p> <p>観測周期が適用範囲を越える場合（観測周期16日～31日）については、下記の補正行って積算する。                      補正後資料整理単価（1ヶ月あたり）＝標準歩掛／4</p>	名称	単位	数量	適用	(人件費)				地質調査技師	人	0.05		主任地質調査員	人	0.5		(材料費)				消耗品費	式	1.0	人件費の1%以内	名称	規格	単位	数量	(人件費)				地質調査技師		人	0.08	主任地質調査員		人	0.25	地質調査員		人	0.25	普通作業員		人	0.25	(運転費)				軽油		L	1.5	(材料費)				雑品(まるめ)		式	1.0	(機械損料)				ポンプ	真空ポンプ 口径59mm排気量2.5m <sup>3</sup> /min	日	0.11	エンジン	8PS	日	0.11	名称	規格	単位	数量	適用	(人件費)					地質調査技師		人	0.1		主任地質調査員		人	1.0		(材料費)					消耗品費	用紙等	式	1.0	人件費の1%以内
	名称	単位	数量	適用																																																																																																																																																																																																																		
(人件費)																																																																																																																																																																																																																						
地質調査技師	人	0.05																																																																																																																																																																																																																				
主任地質調査員	人	0.5																																																																																																																																																																																																																				
(材料費)																																																																																																																																																																																																																						
消耗品費	式	1.0	人件費の1%以内																																																																																																																																																																																																																			
名称	規格	単位	数量																																																																																																																																																																																																																			
(人件費)																																																																																																																																																																																																																						
地質調査技師		人	0.08																																																																																																																																																																																																																			
主任地質調査員		人	0.25																																																																																																																																																																																																																			
地質調査員		人	0.25																																																																																																																																																																																																																			
普通作業員		人	0.25																																																																																																																																																																																																																			
(運転費)																																																																																																																																																																																																																						
軽油		L	1.5																																																																																																																																																																																																																			
(材料費)																																																																																																																																																																																																																						
雑品		式	1.0																																																																																																																																																																																																																			
(機械損料)																																																																																																																																																																																																																						
ポンプ	真空ポンプ 口径59mm排気量2.5m <sup>3</sup> /min	日	0.11																																																																																																																																																																																																																			
エンジン	8PS	日	0.11																																																																																																																																																																																																																			
名称	規格	単位	数量	適用																																																																																																																																																																																																																		
(人件費)																																																																																																																																																																																																																						
地質調査技師		人	0.1																																																																																																																																																																																																																			
主任地質調査員		人	1.0																																																																																																																																																																																																																			
(材料費)																																																																																																																																																																																																																						
消耗品費	用紙等	式	1.0	人件費の1%以内																																																																																																																																																																																																																		
名称	単位	数量	適用																																																																																																																																																																																																																			
(人件費)																																																																																																																																																																																																																						
地質調査技師	人	0.05																																																																																																																																																																																																																				
主任地質調査員	人	0.5																																																																																																																																																																																																																				
(材料費)																																																																																																																																																																																																																						
消耗品費	式	1.0	人件費の1%以内																																																																																																																																																																																																																			
名称	規格	単位	数量																																																																																																																																																																																																																			
(人件費)																																																																																																																																																																																																																						
地質調査技師		人	0.08																																																																																																																																																																																																																			
主任地質調査員		人	0.25																																																																																																																																																																																																																			
地質調査員		人	0.25																																																																																																																																																																																																																			
普通作業員		人	0.25																																																																																																																																																																																																																			
(運転費)																																																																																																																																																																																																																						
軽油		L	1.5																																																																																																																																																																																																																			
(材料費)																																																																																																																																																																																																																						
雑品(まるめ)		式	1.0																																																																																																																																																																																																																			
(機械損料)																																																																																																																																																																																																																						
ポンプ	真空ポンプ 口径59mm排気量2.5m <sup>3</sup> /min	日	0.11																																																																																																																																																																																																																			
エンジン	8PS	日	0.11																																																																																																																																																																																																																			
名称	規格	単位	数量	適用																																																																																																																																																																																																																		
(人件費)																																																																																																																																																																																																																						
地質調査技師		人	0.1																																																																																																																																																																																																																			
主任地質調査員		人	1.0																																																																																																																																																																																																																			
(材料費)																																																																																																																																																																																																																						
消耗品費	用紙等	式	1.0	人件費の1%以内																																																																																																																																																																																																																		
																																																																																																																																																																																																																						
	参3-2-2	参3-2-2																																																																																																																																																																																																																				